

租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

一 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の廃止

欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度に係る規定を削除すること。
(第 66 条の 13 及び第 68 条の 98 関係)

二 中小企業に係る法人税率の特例

内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）に対して平成 21 年 2 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得について法人税を課する場合においては、各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に係る法人税の税率を 11%（現行は 22%）に軽減するものとする。外国法人（人格のない社団等を除く。）及び普通法人である連結親法人についても同様とするものとする。

(第 67 条の 5 の 2 及び第 68 条の 107 の 2 関係)

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成 21 年 2 月 1 日から施行するものとする。
- 2 施行日前に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例によるものとする。
- 3 その他所要の規定の整備を行うものとする。